３　（略）

（管区海上保安本部に置く部）

第五十七条　管区海上保安本部（以下「本部」という。）に、次の六部を置く。

総務部

経理補給部（第二本部、第四本部、第八本部及び第九本部を除く。）

船舶技術部（第一本部、第二本部、第四本部、第九本部及び第十本部を除く。）

警備救難部

海洋情報部（第十一本部を除く。）

交通部（第十一本部を除く。）

（警備救難部の所掌事務）

第六十一条　警備救難部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十七　（略）

２　第一本部、第二本部、第四本部、第九本部及び第十本部警備救難部は、前項に規定する事務のほか、前条に規定する事務をつかさどる。

（技術管理官）

第六十四条の二　警備救難部（第一本部、第二本部、第四本部、第九本部及び第十本部に限る。）に、それぞれ技術管理官一人を置く。

２　（略）

（警備救難部に置く課）

第八十条　警備救難部に、次に掲げる課を置く。

警備課

刑事課

国際刑事課

警備情報課

救難課

環境防災課

船舶技術課（第一本部、第二本部、第四本部、第九本部及び第十本部に限る。）

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十五条第五項及び統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

２　（略）

（管区海上保安本部に置く部）

第五十七条　管区海上保安本部（以下「本部」という。）に、次の六部を置く。

総務部

経理補給部（第二本部、第四本部、第八本部及び第九本部を除く。）

船舶技術部（第二本部、第四本部、第九本部、第十本部及び第十一本部を除く。）

警備救難部

海洋情報部（第十一本部を除く。）

交通部（第十一本部を除く。）

（警備救難部の所掌事務）

第六十一条　警備救難部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十七　（略）

２　第二本部、第四本部、第九本部、第十本部及び第十一本部警備救難部は、前項に規定する事務のほか、前条に規定する事務をつかさどる。

（技術管理官）

第六十四条の二　警備救難部（第二本部、第四本部、第九本部、第十本部及び第十一本部に限る。）に、それぞれ技術管理官一人を置く。

２　（略）

（警備救難部に置く課）

第八十条　警備救難部に、次に掲げる課を置く。

警備課

刑事課

国際刑事課

警備情報課

救難課

環境防災課

船舶技術課（第二本部、第四本部、第九本部、第十本部及び第十一本部に限る。）